資料１－４

地域活性化のための一元的な事務体制に関する規則

（平成１９年１０月９日
内閣総理大臣決定）

（設置及び任務）

第１条　内閣官房に、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部に係る事務を一元的に処理するため、事務体制を設けることとし、地域活性化統合事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（組織）

第２条　事務局に、事務局長、事務局長代理、事務局次長、参事官、企画官その他所要の局員を置く。

２　事務局長は、局務を掌理する。

３　事務局長代理は、事務局長の事務を代理する。

４　事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

５　参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。

６　企画官は、命を受けて、専門的事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。

７　事務局長、事務局長代理、事務局次長、参事官、企画官及び局員は、非常勤とすることができる。

（補則）

第３条　この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附　則

１　この規則は、平成１９年１０月９日から実施する。

２　次に掲げる規則は、廃止する。

一　都市再生のための事務体制に関する規則（平成１３年５月８日内閣総理大臣決定）

二　構造改革特区推進室の設置に関する規則（平成１４年７月３日内閣総理大臣決定）

三　地域再生推進室の設置に関する規則（平成１５年１０月２３日内閣総理大臣決定）

四　中心市街地活性化のための事務体制に関する規則（平成１８年８月２日内閣総理大臣決定）